

事務事業評価

平成 24 年度

担当グループ 産業政策グループ

基本事項	事務事業名	まちなか活性化推進事業				整理番号	1201	
	根拠法令等	島原市まちなか活性化推進事業補助金交付要綱			実施を義務付ける規定	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし		
	関連する市勢振興計画の基本計画	章	第1章 機能が充実した都市をつくる	予算科目	7 款 1 項 2 目	<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 新規		
		節	第1節 コンパクトシティを目指した土地利用と市街地整	事業区分	助成・育成			
事業の目的・実施状況等	事業の背景 (課題、市民の要望等)	まちなか(中心市街地)の空洞化及びにぎわい喪失が振興していることから、まちなかの都市機能を集約し、また、コンパクトシティの構築を目指すため、島原市まちなか活性化基本計画を策定(H21年6月17日県認定)し、これに基づく事業を実施する。 本事業は、商業を中心としたまちなかの都市機能を現実に担っているもののその衰退により疲弊している市内商店街から、中心市街地の賑わいのためにぜひとの要望が寄せられている。				計画期間	始期	平成 21 年から
	事業の対象及び目的 (誰に、何を、どのような状態にしたいのか)	島原商工会議所、市内商店街協同組合及び商店街振興組合が行う商店街の振興に資する事業に対する補助を行い、中心市街地の活性化を目指す。				終期	平成 25 年まで	
	目的達成のための手段・方法	本事業における補助メニューは、「商店街マネージメント体制強化事業」「商店街共同施設等整備事業」「商店街魅力店舗創出事業」「商店街地域協働促進事業」「商店街にぎわいソフト事業」であり、その補助率は、市50%、県30%、自己負担(事業主体負担)20%となる。						
	成果指標 (意図する状態の達成度を図るものさし)	名称等(内容)			単位	22年度	23年度	24年度
		①市内6商店街における空き店舗への新規入店数(累計) 平成20年度時点での市内商店街の空き店舗は50店舗であったが、これを平成25年度までに15店舗減少させる。 H20年度 50店舗 ⇒ H25年度 35店舗			目標 実績 達成率	軒 軒 %	6 12 200.0	9 13 144.4
	活動指標 (意図する状態達成のために実施する活動等)	②商店街通行量 アーケード中心部の通行量の増 H20年度 2,682人 ⇒ H25年度 3,000人			目標 実績 達成率	人 人 %	2,810 2,846 101.3	2,874 1,516 52.7
① 商店街事業推進協議			目標 実績	回 回	6 35	6 40	6	
② 県補助金申請手続			目標 実績	回 回	6 6	6 8	6	
事業費等の推移	年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	区分		実績値	実績値	実績値	実績値	予算	計画
	①直接事業費(千円)			15,425	6,811	21,113	4,000	
	財源内訳	国県支出金		5,784	4,257	7,917	1,500	
		地方債						
		その他						
		一般財源		9,641	2,554	13,196	2,500	0
	②従事職員給与費 b1×b2		0	1,791	932	1,085	291	0
	従事職員数(人) b1		0.00	0.25	0.13	0.15	0.04	0.00
	職員平均人件費 b2		7,153	7,162	7,168	7,236	7,277	
事業費合計 ① + ②		0	17,216	7,743	22,198	4,291	0	

【1次評価】

◎事務事業の評価項目と評価の視点		評価内容（判断理由、課題等）	
目的 妥当性	①住民ニーズの変化等により事業の必要性や役割は変わっていないか	A=変わっていない B=一部変わった C=変わった 商店街の中心市街地における役割には何ら変わることはなく、その意義は本市の目指すコンパクトシティの構築に必要な不可欠	判定 A
	②事業を民間(NPO、市民、ボランティア等)に任せることはできないか	A=可能でない B=一部は可能 C=可能である 本事業は、市において計画し、県の認定を受け、市において実施することが要件	A
	③対象等は事業目的に見合っているか、拡大や狭小が必要はないか、見直しによる費用対効果の向上が図られないか	A=概ね適切 B=改善の余地あり C=見直しが必要 本事業における「まちなか商業」の対象は、事業実施の商店街と一致している	A
有効 性	④事業の実施により初期の目的や目標がどの程度達成されているか	A=達成している B=一部達成している C=あまり達成していない 空き店舗の減少では目標を達成しているが、通行量は23年度分は目標未達成。	B
	⑤成果の状況を踏まえ、手段等を工夫したり事業内容を見直すことで、成果をさらに向上させる余地はありませんか	A=十分成果が得られている B=検討の余地あり C=見直しが必要 個別事業が既存施設の改修に偏っている傾向があり、新規性のある事業への挑戦の可能性の余地あり。	B
効 率 性	⑥活動量や成果を下げずにコストを削減できないか、投入された資源量に見合う結果が得られているか、改善の余地はありませんか	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 県の補助率が当該市の財政力指数により上下する制度(本市は低補助率)であるが、補助率を一律の制度とするよう県に対し折に触れ要望している。	B
	⑦事業の効率性を上げるため、他の事業との統合や事務の省力化など見直す余地はありませんか	A=見直す余地はない B=統合等、検討の余地あり C=見直しが必要 類似の別事業はない。	A
	⑧組織間の連携や役割分担に改善の余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 市は、事業実施の商店街に補助を交付し、協調補助分を県から受領する制度。	A
公 平 性	⑨事業の対象者全員に偏りなくサービスが提供されていますか。全体コストから見て受益者の負担割合は適切か、使用料等の見直しの余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 商店街の自主的な実施による公益性の高い事業が対象。事業主体も相応に自己負担している。	A
		⑩市民参加、市民協働が配慮されているか、市民参加を拡大する余地や、新たに取り組む余地がないか A=概ね適切・現状維持 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要	B
判定評点平均			2.60
A=3、B=2、C=1、「-」=0として換算			

◎ 総合評価			
評 価 結 果	● A 継続実施(特段の見直しは行わない)	判 断 理 由	25年度までの事業
	B 改善・見直しを行う		
	○ B1 事業規模の拡充		
	○ B2 事業規模の縮小		
	○ B3 事業内容の改善・見直し		
○ B4 その他の見直し			
○ C 休止(隔年実施などへの変更)			
○ D 廃止(終期の設定等を含む)			
(実施上の課題等)			
今後の課題及び改善策、見直しの状況	県の「長崎県まちなか活性化推進事業」に基づく事業であり、制度面での本市の裁量の及ぶ余地はない。しかし、個々の実施事業について、商店街がその創意工夫のもと主体性をもって取り組む当事者意識の醸成が必要な課題となる。		
<small>総合評価で、「見直し・改善」を行うとした場合、見直しを行う上での今後の課題や事務事業の改善・見直しを行うことにより予想される効果も併せて記載ください。 本年度の事業を実施するにあたり、事業内容等の見直し(改革・改善、終期の設定など)を行っている場合は、その内容についても記載ください。</small>			

【2次評価】

総合判定	A 継続実施(特段の見直しは行わない)
備考	この事業は、平成25年度までとなっているが、県の制度変更がなされる予定となっている。商店街と一緒に、よりよい補助制度になるよう働きかけが必要。

【3次評価】

総合判定	
備考	

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況		
① <input type="checkbox"/> 事業費削減(事業の見直し)	③ <input type="checkbox"/> 成果向上に向けた事業費増加	↓ 予算措置額の増減 (千円)
② <input type="checkbox"/> 民間委託等によるコストの削減	④ <input type="checkbox"/> 事務の効率化による現状維持(事業内容の拡充)	